

## 当院の労働安全衛生委員会における臨床検査技師としての係わり方

～ハラスメント対応の取り組み～

◎平田 明子<sup>1)</sup>、西野 真佐美<sup>1)</sup>  
医療法人翠清会 翠清会梶川病院<sup>1)</sup>

【はじめに】当院は、2004年から臨床検査技師が労働安全衛生委員会に所属している。2022年4月1日から法改正により小事業主もパワーハラスメント対策が義務化される。それに伴い院内のメンタルケアチームが構成され、その一員となった。

【目的と方法】臨床検査技師が公認心理師の資格を取得し、職員のメンタルケア相談を通じて心のケアを行う役割について厚生労働省や労働基準局などの資料から提示する。

【結果】当院は、臨床検査技師が神経心理学的検査を実施しており、公認心理師の受験資格の区分G（法附則第2条第2項：2017年9月15日以降5年間に限る）に該当する。実務経験5年以上を有し文部科学大臣及び厚生労働大臣指定の現任者講習会を終了後に資格を取得した。

【考察】2020年（令和2年）度診療報酬改定によって「公認心理師」が関与する業務で新設された項目に『認知機能検査等の算定要件』（認知機能検査その他の心理検査）（医科点数表 D285-1-イ）＜発達及び知能検査＞・操作が複雑なもの：Vineland-Ⅱ日本版・操作と処理

が極めて複雑なもの：WAIS-Ⅳ成人知能検査（ただし2019年1月30日付の疑義解釈で、算定可能である）＜人格検査＞・操作が容易なもの：新版TEG3＜認知機能その他の心理検査＞・操作が容易なもの：[その他のもの] POMS2、Clinical Dementia Rating（CDR）である。発達及び知能検査や人格検査などは、臨床検査技師には未知の検査である。しかし、相談者を知る手がかりとなる。

【結語】人の感情は、職場の上司や同僚の言動と態度により左右されることが多い。しかし相談者の発達段階での背景や人格的な面での問題を含む場合もありメンタルケアの対応は、相手を思いやる意識を高めると共に職場の円滑なコミュニケーションの和を広げ、ヒューマンエラー防止や接遇の向上、そして良質な医療を提供することに繋がると思われる。また、臨床検査技師がタスクシフト/シェアを進めていく上でも検査の補助や円滑な人間関係の構築などで重要な取り組みになると考えられる。

連絡先 082-249-6600